

御宿町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、町内の事業者により居住する住宅又は居住しようとする住宅のリフォーム工事を行った者に対し、予算の範囲内において御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内の事業者 町内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅
- (3) 中古住宅 過去に居住の用に供した住宅
- (4) 空き家住宅 御宿町空き家バンクへ登録のある住宅
- (5) リフォーム工事 住宅の機能の維持及び向上のために行う改修、修繕、一部増築、模様替え等
- (6) 高齢者世帯 介護認定を受けていない70歳以上の方がいる世帯
- (7) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあら子どもがいる世帯
- (8) 転入者 居住を目的に町内の中古住宅を購入し、その住宅のリフォーム工事完了後に他の市町村等から本町に転入する者をいう。ただし、申請時ににおいて、既に町内の中古住宅に係る転入届をした日から1年以内である場合において、町長が必要があると認めたときは、当該者を転入者とみなすことができる。

(交付対象要件)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 高齢者世帯、子育て世帯、転入者又は空き家住宅のリフォーム工事を行う者であること。空き家住宅のリフォームについては、前所有者が工事を行う場合も対象とする
- (2) 自己の居住している住宅又は居住しようとする住宅について、町内事業者によりリフォーム工事を行うこと
- (3) リフォーム工事に関わる全ての事項を年度の末日までに完了することができること
- (4) 交付対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと
- (5) 町内に存する一戸建て住宅又は併用住宅であること
- (6) この要綱による補助金の交付を受けていないこと
(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表に掲げるリフォーム工事に係る経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「補助対象経費」という。）で、当該経費の合計が20万円以上であるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 倉庫、車庫及び外構の工事に係る経費
- (2) 備品購入費
- (3) 併用住宅における個人住宅部分以外の工事に係る経費
- (4) 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費
- (5) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる経費
- (6) その他町長が適当でないと認める経費

2 交付対象住宅が併用住宅である場合の個人住宅部分と個人住宅部分以外の部分の共用部分については、当該共用部分のリフォーム工事に係る経費を個人住宅部分と個人住宅部分以外の部分の床面積の割合で按分して補助対象経費を算出するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、リフォーム工事を実施する前までに、御宿町住宅リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（転入者の場合は、申請時に居住している市町村等が発行したもの）（世帯員全員）
- (2) 交付対象住宅の位置図及び住宅状況を明らかにする写真
- (3) リフォーム工事の見積書又は見積書の写し
- (4) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (5) 納税証明書又は同意書（第2号様式）（転入者の場合は、申請時に居住している市町村等が発行したもの）（世帯員全員）
- (6) 交付対象住宅の固定資産税課税明細書の写し
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。）
- (8) 空き家住宅の工事については、電気使用料明細書や水道使用料明細書等空き家期間の確認をすることができるもの並びに対象空き家住宅の売買契約書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 規則第4条の規定により補助金の交付の可否の決定をしたときは、御宿町住宅リフォーム補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

第8条 規則第8条の規定により交付申請した内容を変更し、又はリフォーム工事を中止若しくは廃止しようとするときは、御宿町住宅リフォーム補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を御宿町住宅リフォーム補助金変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（第5号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（検査）

第9条 町長は、リフォーム工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に当該住宅に立入って検査を行うことができる。

2 町長は、検査に交付対象者、設計者及び施工者等の立会いを求めることができる。

3 町長は、検査の結果、リフォーム工事内容が設計等と異なると認めたときは、交付対象者に工事の改善を指示することができる。

4 町長は、前項による指示を行った場合は、再度調査を行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、リフォーム工事の完了後、速やかに御宿町住宅リフォーム補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る契約書又は請書の写し
- (2) リフォーム工事に係る領収書の写し
- (3) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 規則第13条の規定により補助金の交付すべき額を確定したときは、
御宿町住宅リフォーム補助金確定通知書（第7号様式）により当該交付申請者
に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第14条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、
御宿町住宅リフォーム補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなけれ
ばならない。

（交付決定の取消し通知）

第13条 規則第16条第3項で準用する規則第6条の規定による交付の決定の
取消しに係る通知は、御宿町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（第9
号様式）により行うものとする。

（補助金の返還の通知）

第14条 規則第17条の規定による補助金の返還命令に係る通知は、御宿町住
宅リフォーム補助金返還命令書（第10号様式）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第16号）
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

高齢者世帯	(1) 高齢者用の寝室（収納、便所、浴室、洗面所及び廊下を含む。以下「寝室等」という。）の増築工事。ただし、増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にすること。 (2) 高齢者用の寝室等の間取り変更工事 (3) 高齢者用の寝室等の内装改修工事 (4) 床の段差解消工事及びスロープ設置工事 (5) 手すり設置工事 (6) 高齢者のために行うトイレ改修工事 (7) 高齢者のために行う浴室及び洗面所改修工事 (8) 高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 (9) 車椅子対応型流し台設置工事 (10) その他町長が認めるバリアフリー改修工事
子育て世帯	(1) 子ども部屋（収納及び廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。）の増築工事 (2) 子ども部屋等の間取り変更工事 (3) 子ども部屋等の内装改修工事 (4) 子どものために行うトイレ改修工事 (5) 子どものために行う浴室及び洗面所改修工事 (6) 子ども用の机及びベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 (7) その他町長が認める子供のために行う改修工事
転入者	(1) 屋根の葺替や外壁張替、塗装工事 (2) 部屋の増築、間仕切りの変更工事 (3) 壁紙や床の張り替え等の内装工事 (4) 窓ガラス、サッシの取替工事 (5) 室内建具等の改修、交換工事 (6) 風呂、トイレ、台所の改修工事 (7) 畳の張替工事 (8) オール電化工事 (9) その他町長が認める工事
空き家住宅	(1) 屋根の葺替や外壁張替、塗装工事 (2) 部屋の増築、間仕切りの変更工事 (3) 壁紙や床の張り替え等の内装工事 (4) 窓ガラス、サッシの取替工事 (5) 室内建具等の改修、交換工事 (6) 風呂、トイレ、台所の改修工事 (7) 畳の張替工事 (8) オール電化工事 (9) その他町長が認める工事